

旭川医科大学における成績評価に対する異議申立てに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学における成績評価に対する異議申立てに関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における成績評価に対する異議申立てに関する規程（令和3年旭医大達第34号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、履修要項等に明示された授業の到達目標と成績評価の基準等に<u>基づく公正で客観的な成績評価の実施について並びに</u>学生が成績評価に対する異議申立てをしようとする場合の手続き及び申立ての取扱い等について必要な事項を定めることにより、<u>教育の質を維持向上させる</u>ことを目的とする。</p>	<p>(略)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、履修要項等に明示された授業の到達目標と成績評価の基準等に<u>基づき、公正で客観的な成績評価を行うことにより、教育の質を維持向上させるとともに、社会からの信頼性を確保</u>するため、学生が成績評価に対する異議申立てをしようとする場合の<u>手続き及び申立ての取扱い等について必要な事項を定める</u>ことを目的とする。</p>
<p>(略)</p> <p>(成績評価の異議申立て)</p> <p>第5条 学生は、次に掲げる事項に該当する場合は、教務・厚生委員会に対し自らの成績評価に関する異議申立てをすることができる。<u>ただし、次項に定める要件をすべて満たした者に限るものとする。</u></p> <p>(1) 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員等の誤りであると思われる場合</p> <p>(2) 履修要項等により学生に周知している学習到達目標、成績評価</p>	<p>(略)</p> <p>(成績評価の異議申立て)</p> <p>第5条 学生は、次に掲げる事項に該当する場合は、教務・厚生委員会に対し自らの成績評価に関する異議申立てをすることができる。</p> <p>(1) 成績の誤記入等、明らかに授業科目担当教員等の誤りであると思われる場合</p> <p>(2) 履修要項等により学生に周知している学習到達目標、成績評価</p>

の基準等から、明らかに逸脱した成績評価と思われる場合

2 学生は、前項に定める成績評価の異議申立てをする場合は、次に掲げる事項を満たさなければならない。（新設）

(1) 授業において課せられたレポート等単位認定に必要なものを全て提出していること。（新設）

(2) 医学科学生にあつては、旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（平成16年旭医大達第65号）第3条第1項及び第2項に規定する試験が行われた場合に当該試験を受験していること。（新設）

(3) 看護学科学生にあつては、旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（平成16年旭医大達第66号）第4条第1項及び第2項に規定する試験が行われた場合に当該試験を受験していること。（新設）

3 異議申立てを行う場合、学生本人が所定の期日までに別記様式第1の成績評価に関する異議申立書を、学生支援課を経由して教務・厚生委員会へ提出するものとする。

4 同一の成績評価に対する異議申立ては一回限りとする。

5 異議申立ての受理については、教務・厚生委員会において審議するものとする。

（削除）

（削除）

（削除）

の基準等から、成績評価について疑義があると思われる場合

2 異議申立てを行う場合、学生本人が所定の期日までに別記様式第1の成績評価に関する異議申立書を、学生支援課を経由して教務・厚生委員会へ提出するものとする。

3 同一の成績評価に対する異議申立ては一回限りとする。

4 教務・厚生委員会は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした場合に異議申立てを受理するものとする。

(1) 授業において課せられたレポート等単位認定に必要なものを全て提出していること。

(2) 医学科学生にあつては、旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（平成16年旭医大達第65号）第3条第1項及び第2項に規定する試験が行われた場合に当該試験を受験していること。

(3) 看護学科学生にあつては、旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程（平成16年旭医大達第66号）第4条第1項及び第2項に規定する試験が行われた場合に

(略)

6 教務・厚生委員会は、異議申立てを受理しないとした場合は、学生に別記様式第2により通知する。 (新設)

(略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式第1(第5条第2項関係) (略)

別記様式第2(第5条第6項, 第7条第2項関係)

別記様式第3(第8条関係) (略)

【改正理由】

成績の異議申立てについて、申立て事由及び受理方法について整理するため、所要の改正を行うものである。

当該試験を受験していること。

(略)

(略)

別記様式第1(第5条第2項関係) (略)

別記様式第2(第7条第2項関係)

別記様式第3(第8条関係) (略)

(新)

別記様式第2 (第5条第6項, 第7条第2項関係)

成績評価に対する異議申立てに関する回答書

年 月 日

殿

教務・厚生委員会委員長

○ ○ ○ ○

年 月 日付けの貴殿の異議申立てについて、下記のとおり
決定しましたので、回答します。

記

回答内容	
------	--

(旧)

別記様式第2 (第7条第2項関係)

成績評価に対する異議申立てに関する回答書

年 月 日

殿

教務・厚生委員会委員長

○ ○ ○ ○

年 月 日付けの貴殿の異議申立てについて、下記のとおり
決定しましたので、回答します。

記

回答内容	
------	--